



～未締め・15日払いの会社～



助成金の申請スケジュール

▶2025.4 勝野社会保険労務士事務所

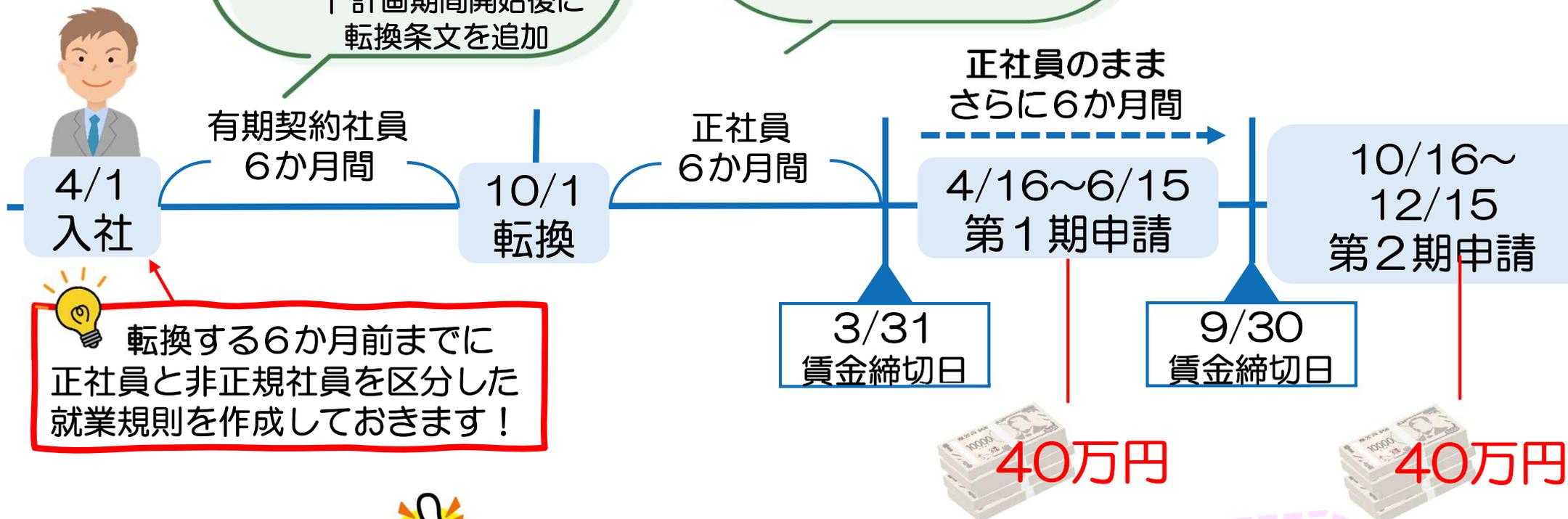
キャリアアップ助成金（正社員化コース）

助成金額
80万円

- ・ 計画書を提出
- ・ 就業規則の修正

↑ 計画期間開始後に
転換条文を追加

- ・ 給与3%以上UP
- ・ 昇給+賞与or退職金



💡 転換する6か月前までに
正社員と非正規社員を区分した
就業規則を作成しておきます！



第2期を申請できるケース

- a : 雇入れから3年以上5年以下の有期雇用労働者
- b : 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者
 - ① 過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
 - ② 過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
- c : 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者などの重点支援対象者を正社員に転換した場合は、第2期申請ができます

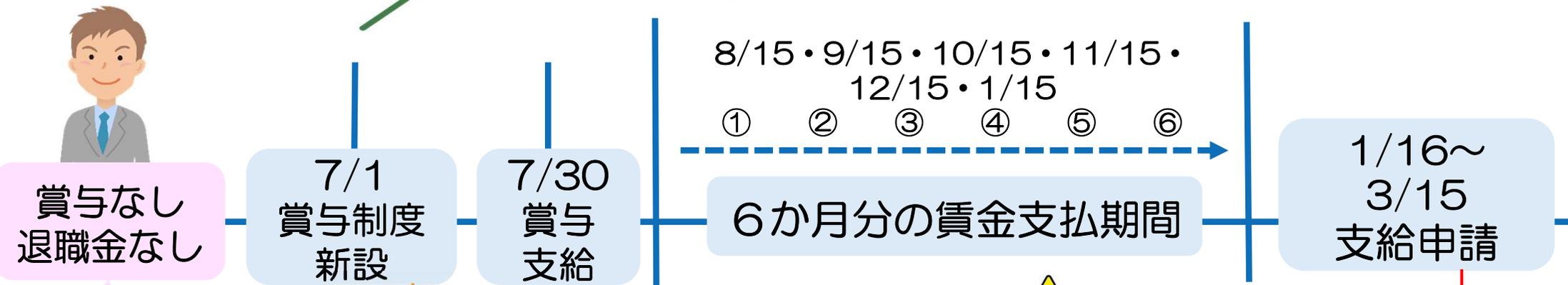
最短1年6か月

キャリアアップ助成金（賞与・退職金制度導入コース）

助成金額
56.8万円

- 計画書を提出
 - 就業規則の修正
- ↑ 計画期間開始後に、非正規社員に賞与を支給する条文に変更

💡 賃金支払日に賞与を支給する場合と賃金支払日以外に賞与を支給する場合で支給申請時期が異なるので注意です！



- 対象者！
- 雇用保険に加入している
 - 入社してから3か月以上
 - 非正規社員

💡 賞与は、対象者に10万円以上支給しましょう！（10万円未満だと不支給になります）
退職金は、対象者全員に月3千円以上の積み立てをしましょう！

⚠️ 対象従業員が1名の場合、6か月分の賃金支払期間が終了する前に正社員に転換すると、助成金を申請できなくなります。

40万円

最短1年

賞与のみ導入の場合の助成金額は40万円

キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）

助成金額
60万円

それぞれ1名以上いればOK

• 正社員と非正規社員共通の「基本給テーブル表」を作成

3か月以上の雇用期間



正社員



非正規社員

6か月分の賃金算定期間

4/1
賃金規定等
共通化日

9/30
賃金
×日

10/15
賃金
支払日

10/16~
12/15
支給申請



賃金テーブル表のイメージ

区分	正社員		契約社員・パート	
5等級	業務に関する～	月給25万円		
4等級	業務に関する～	月給22万円	業務に関する～	時給1,375円
3等級	業務に関する～	月給20万円	業務に関する～	時給1,250円
2等級			業務に関する～	時給1,130円



60万円

キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）

労働時間延長メニュー

助成金額
1名につき
30万円



50名以下の企業

制度導入前



入社6か月以上
週24時間勤務
時給1,250円
雇用保険加入

制度導入

制度導入後



2025年11月

労働時間延長
週30時間勤務
時給1,250円
社会保険加入

対象従業員の週所定労働時間を
延長した後6か月目の賃金を支払った
日の翌日から2か月以内に支給申請

6か月経過

2026年5月

支給申請

- ・ ハローワークに計画書を提出
- ・ 就業規則の条文整備



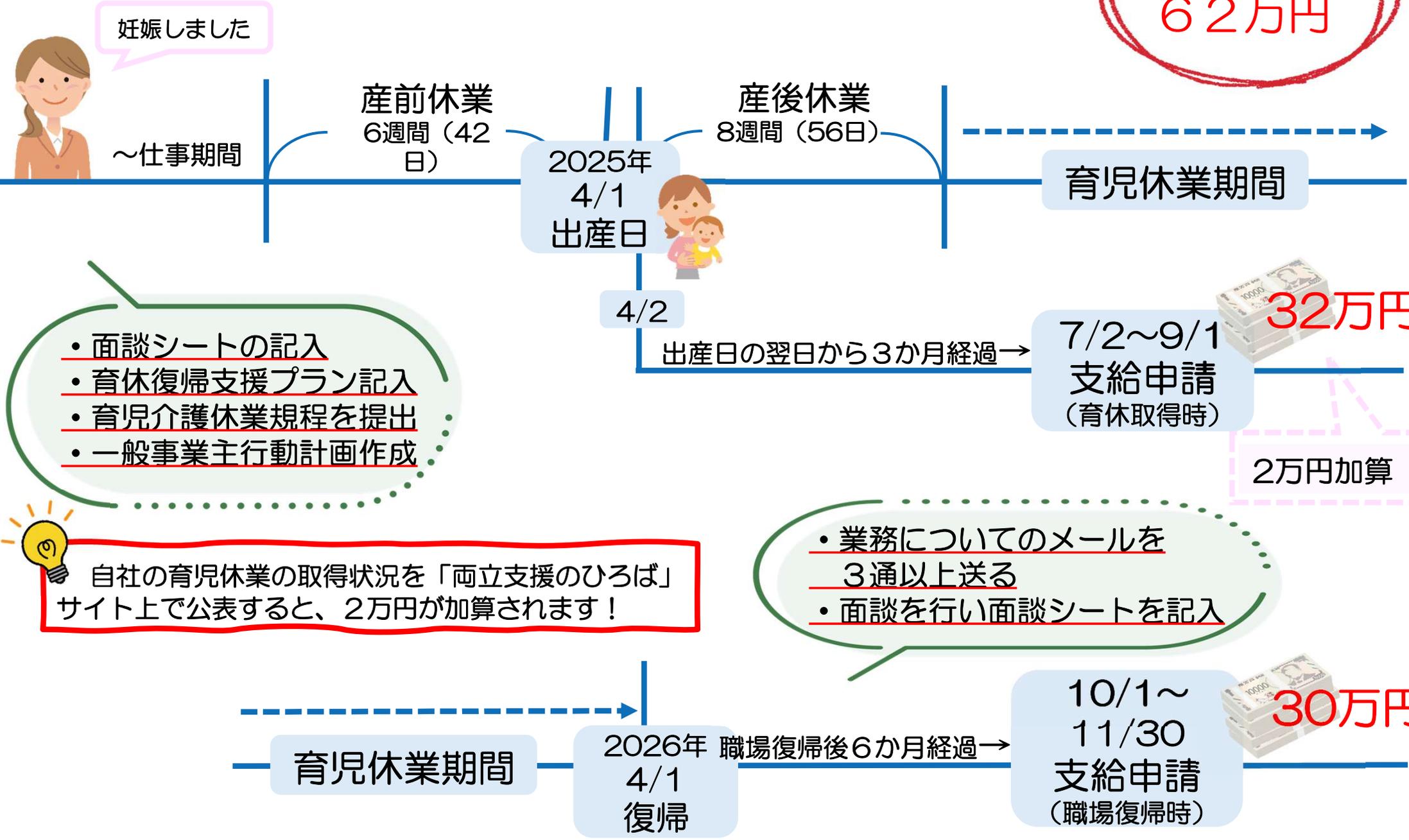
1名につき
30万円



申請人数の上限なし

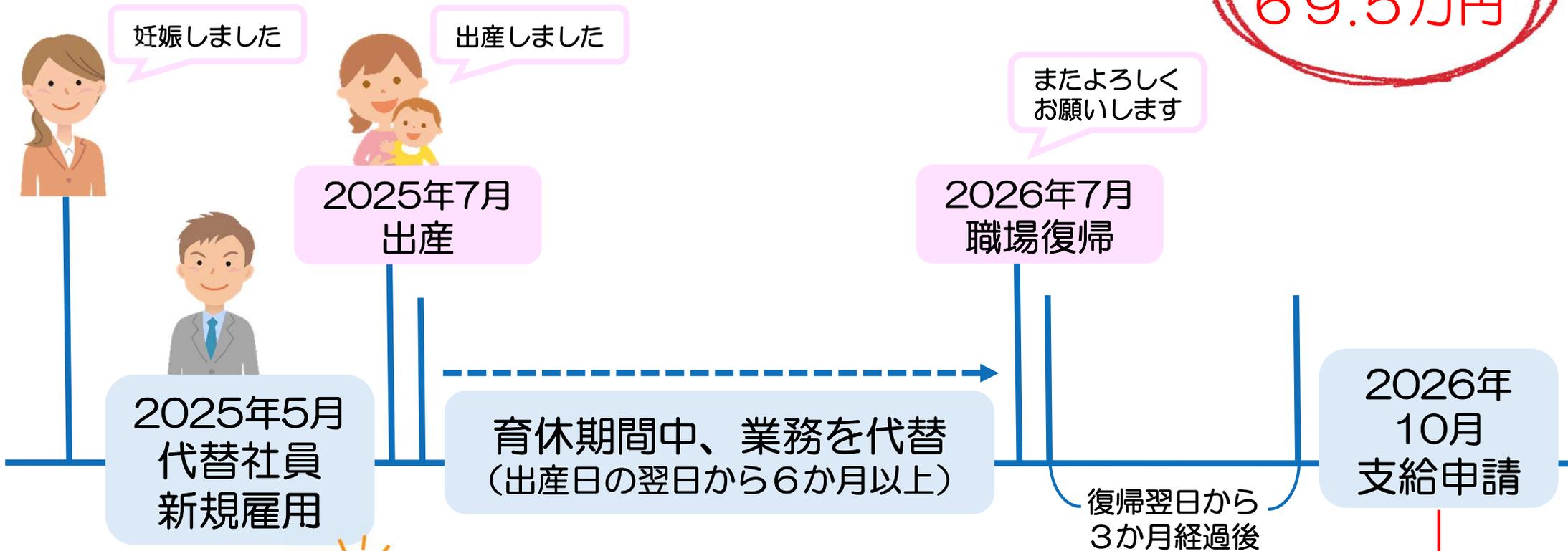
両立支援等助成金（育児休業等支援コース）

助成金額
62万円



両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）

助成金額
69.5万円



自社の育児休業の取得状況を「両立支援のひろば」
サイト上で公表すると、2万円が加算されます！

- 代替社員は次のすべてを満たしている必要があります！
- 育休取得者の業務を代替していること
 - 育休取得者と同じ事業所、部署で勤務していること
 - 所定労働時間が育休取得者の2分の1以上であること
 - 育休取得者の妊娠を知った日以降に雇用していること

2万円加算



69.5万円

※2人目以降は67万円

両立支援等助成金（出生時両立支援コース・第2種）

助成金額
62万円

提案先：昨年3月以降に生まれた1歳未満の子を養育する男性社員がいる事業所

◆受注後に確認する事項等◆

- ①決算月はいつか
- ②対象者の出勤簿・賃金台帳・労働条件通知書等
- ③育休の取得予定日
- ④対象の子に係る母子手帳
- ⑤両立支援のひろばへの登録情報
- ⑥(未申請の場合)情報公表加算の有無、有なら過去の育休取得日数等

3月決算
の例



出産しました

【例】
2025年9月8日
に育休を取得します

2026年5月9日
子の1歳の
誕生日前日

(男性社員の妻)
2025年5月10日
出産

子が1歳になるまでに
男性社員が育児休業を取得
(1日以上)

育休取得日の翌決算年度
の開始日から6ヶ月以内
(2026年4~9月)に
支給申請

現在の決算年度 (2025/4/1~2026/3/31)

次の決算年度 (2026/4/1~)

※3月決算の会社が2026年4月に助成金申請をしたいなら、1歳未満の子を養育する男性社員が2026年3月31日までに育休を取得する必要がある

ということになります。



＜男性社員の育休取得日前日までにやること＞

- 雇用環境整備 (①相談窓口の設置②育休取得促進に関する方針等の周知) に関する周知文書を事業所内に掲示+写真撮影 (近景・遠景)
- (未策定の場合) 一般事業主行動計画の策定・届出・ひろばでの公開
- (未制定or要件を満たしていない場合) 育介規程の制定or改定・届出



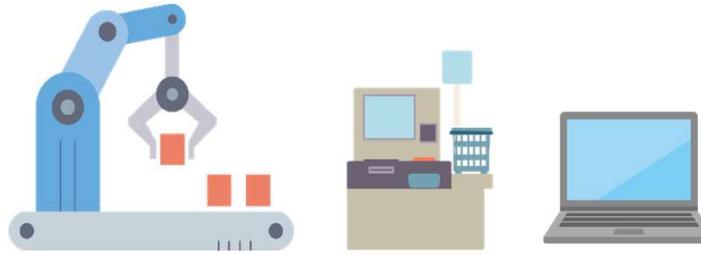
62万円

(情報公表加算なしなら60万円)

業務改善助成金

助成金額
最大600万円

・購入する機械設備等の
見積書を2社から取得



交付決定通知がきたら

・交付申請
・事業実施計画書
を作成・提出

事業の実施

事業完了

審査がおいたら

・事業実績報告書
・支給申請書
を作成・提出

助成金
受領

状況報告



※交付決定まで
数か月かかる可
能性があります

原則20日以内
に審査

契約や購入は
交付決定後に行います

・設備投資等と事業場内
最低賃金の引き上げ



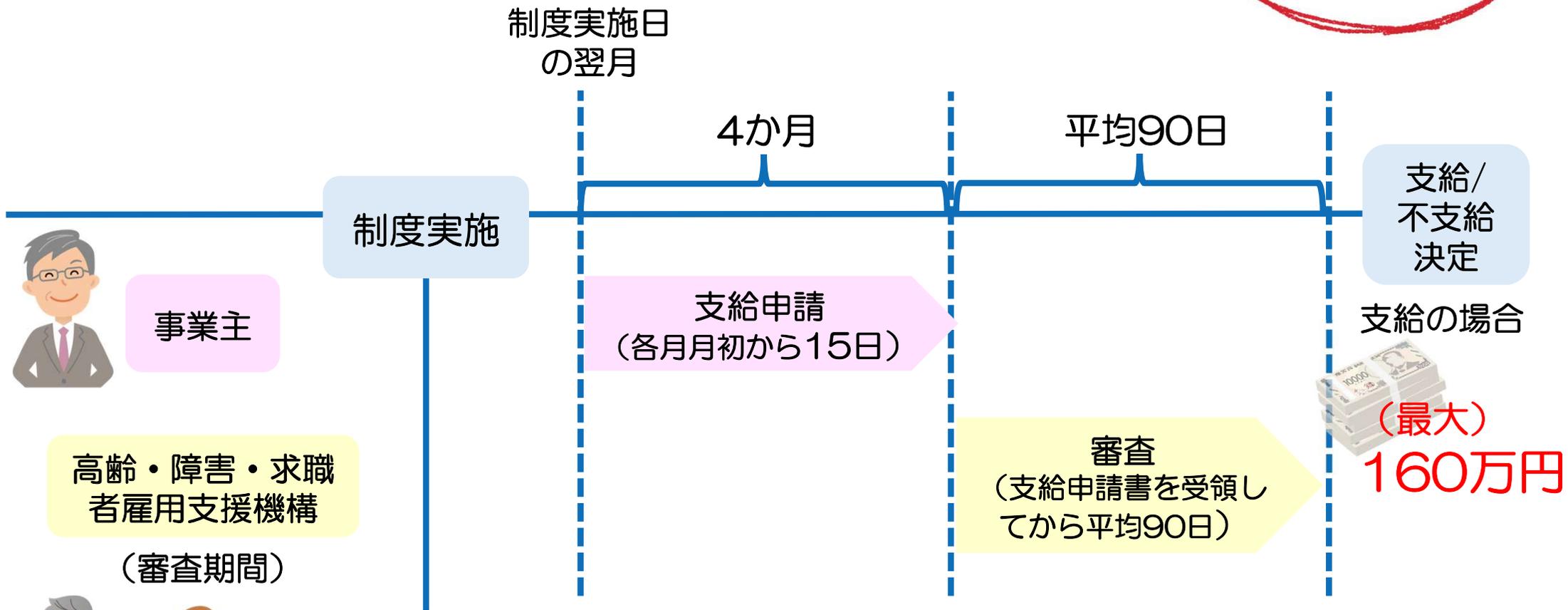
事業場内最低賃金を30円以上上げます！
※事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が
50円以内の事業者が対象です。



購入費用の75%
(最大600万円)

65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）

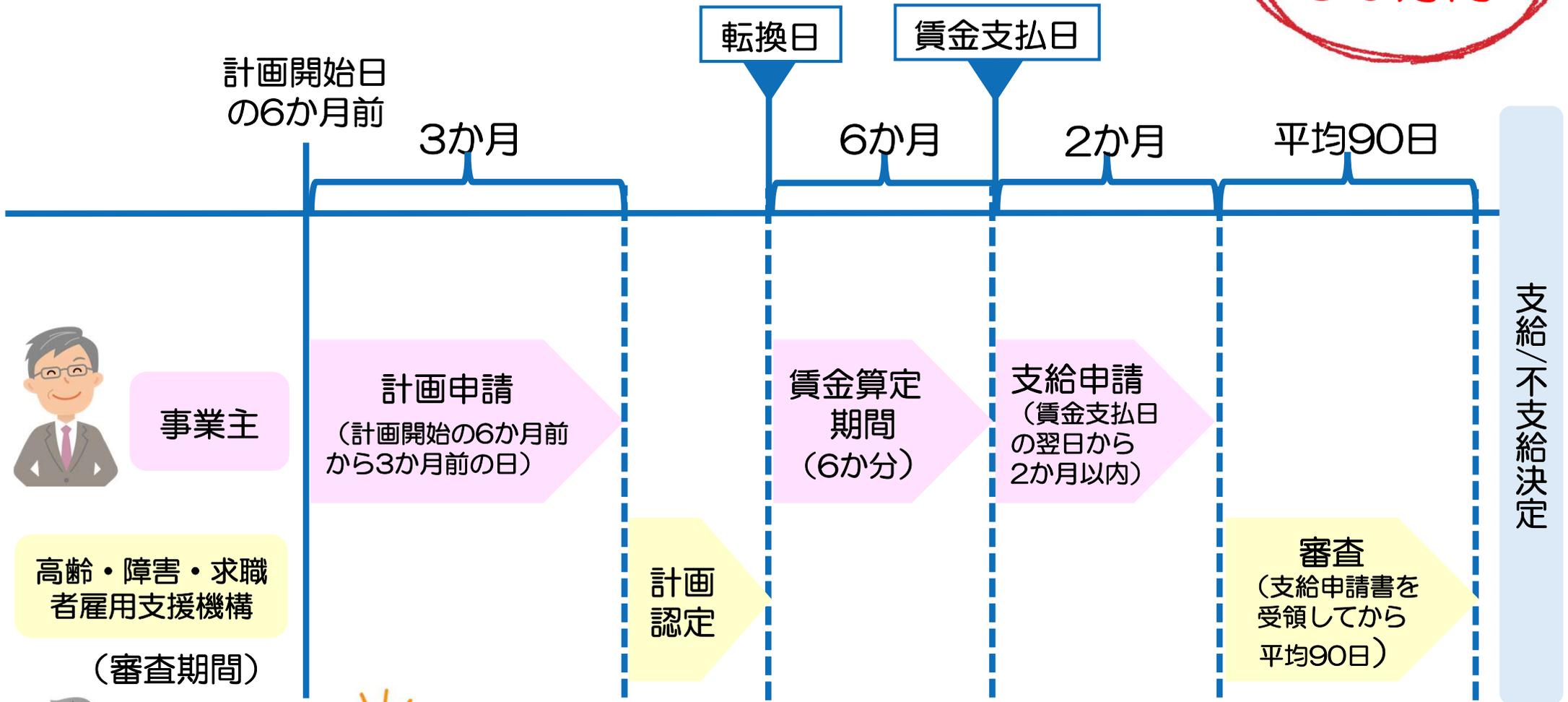
助成金額
最大160万円



支給申請書の提出は、定年または継続雇用年齢引上げの実施日が属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から15日までです。15日が休日の場合は翌営業日になります。

65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）

助成金額
30万円



1年間で申請できる人数は10名です。
そのため、有期契約社員が10名以上いる会社は、
全員を申請することができなくなってしまうので注意です。

支給の場合



人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

助成金額
80万円

雇用管理制度等整備計画の期間を2025.8.1～2026.7.31とし、
雇用管理制度等整備計画の認定申請を2025.6.10に行う場合

・就業規則等の施行、改定

○計画時離職率算定期間
(2024.6.1～
2025.5.31)

12か月間

○雇用管理制度等整備計画の期間
(2025.8.1～2026.7.31)

○評価時離職率算定期間
(2026.8.1～
2027.7.31)

2025/6/10
計画書の
認定申請

2026/8/1
人事評価制度等
の適用開始日

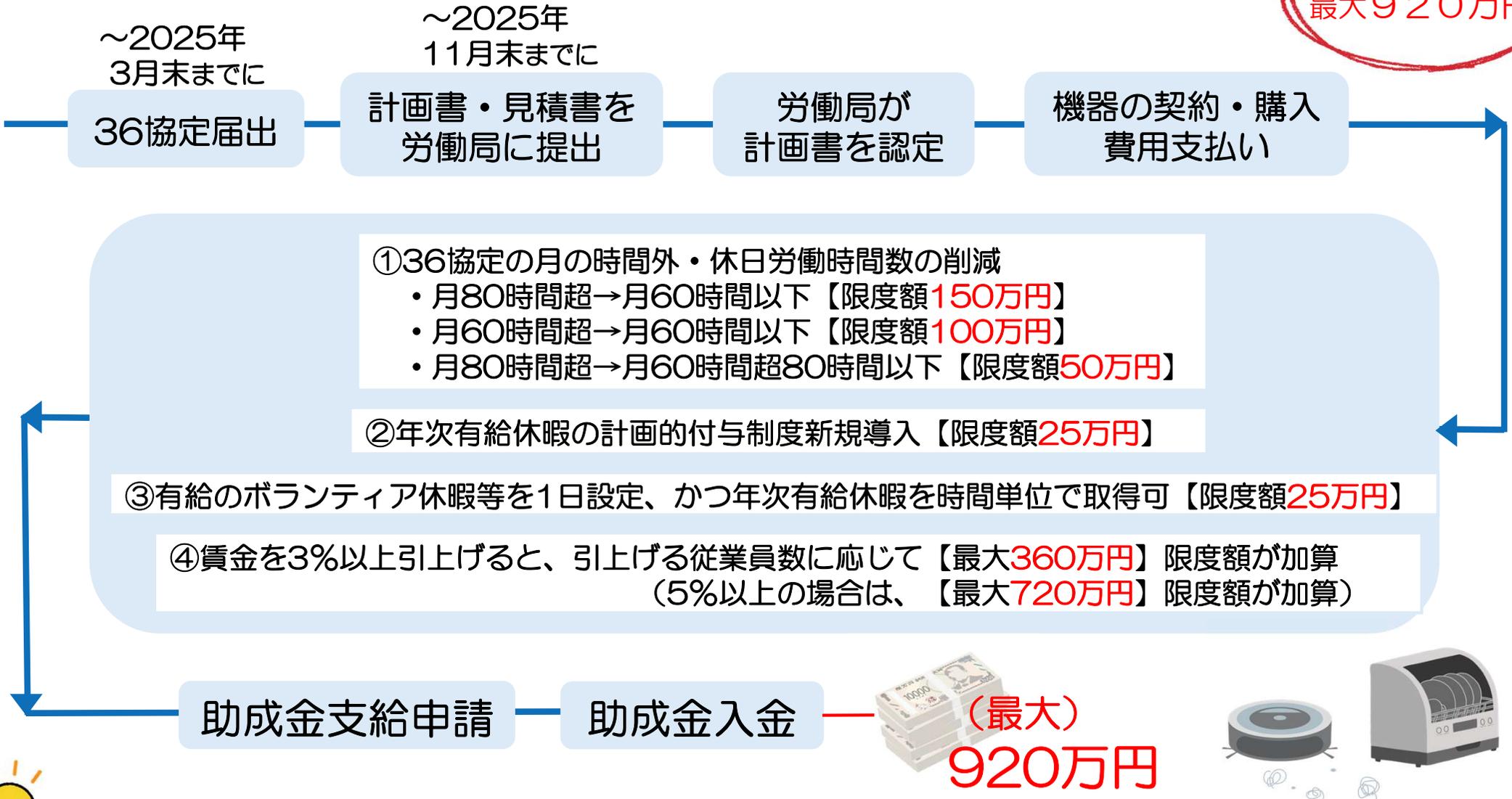
2027年
8/1～9/30
支給申請

💡 評価時離職率が計画時離職率より悪化したり
たとえ改善しても離職率が30%を超えたりしていると
助成金申請できないので注意してください！

80万円

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進コース）

助成金額
最大920万円



手作業の業務を機械化するなど、労働時間の短縮ができる機器が助成金対象になります！
(例) 食器洗浄機、治療器具洗浄機、高圧温水洗浄機、工業用ミシン、包装機器、門型リフト、ステンレス、製型枠、清掃ロボット、POSレジシステム、電磁黒板、フードプリンター、業務用冷蔵庫、自動攪拌機、ベルトコンベア…等